

貝塚市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (平成 29 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27 年度の 人件費率
28 年度	人 88,813	千円 31,046,688	千円 68,119	千円 5,509,000	% 17.7	% 17.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

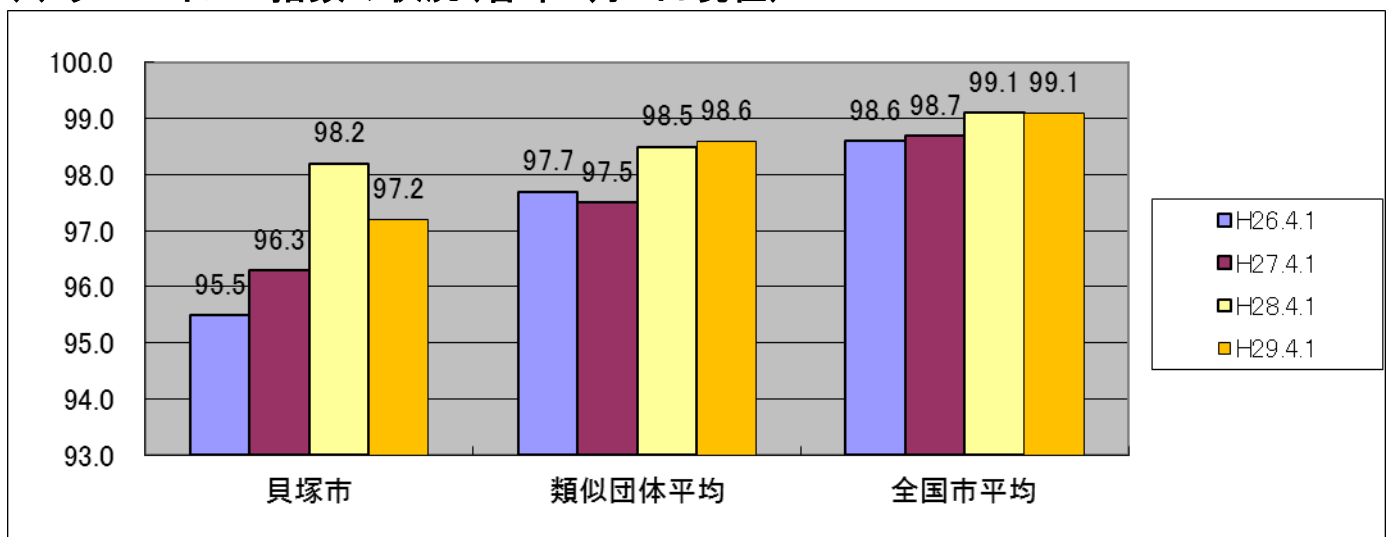
区分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28 年度	人 560	千円 2,049,436	千円 510,207	千円 863,319	千円 3,422,962	千円 6,112	千円 6,193

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1:ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2:類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

人材確保への影響を考慮し、初任給にかかる号俸等については引下げを行わず、高齢層については最大4%程度引下げ。

なお、激変緩和のため、3年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準が引き続き6%であるのに対し、本市においても引き続き6%を支給。

(5) 特記事項

(給与減額の状況)

「貝塚新生プラン」により、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、独自に給与減額を実施

減額措置の内容

- ・特別職の給料減額について、平成24年1月1日から当分の間、15%減額
- ・事務、技能職給料表の適用を受ける職員の給料月額について、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の職務の級に応じて7%～1%減額
- ・給料月額に比例して支給される地域手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当について、上記減額後の給料月額により算出

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成29年4月1日現在)

[1] 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
貝塚市	歳 40.8	円 301,800	円 379,156	円 372,892
大阪府	歳 42.3	円 324,082	円 434,359	円 380,723
国	歳 43.6	円 330,531	円 —	円 410,719
類似団体	歳 41.4	円 311,581	円 391,382	円 356,601

[2]技能労務職

区分	公務員					民間			備考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
貝塚市	歳 45.7	人 65	円 304,700	円 352,328	円 343,438	—	—	—	—
うち 清掃職員	歳 50.2	人 26	円 321,900	円 363,765	円 362,581	廃棄物処理業従業員	歳 45.7	円 293,000	1.24
うち 給食調理員	歳 38.1	人 22	円 259,200	円 291,795	円 291,795	調理士	歳 41.7	円 277,100	1.05
うち 庁務員	歳 47.7	人 10	円 324,100	円 362,070	円 362,070	用務員	歳 55.1	円 207,300	1.75
うち その他職員	歳 49.3	人 7	円 355,990	円 485,896	円 409,193	—	—	—	—
大阪府	歳 52.3	人 555	円 314,745	円 395,927	円 364,984	—	—	—	—
国	歳 50.6	人 2,722	円 286,833	—	円 328,360	—	—	—	—
類似団体	歳 50.3	人 26	円 325,366	円 377,924	円 358,180	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
貝塚市	—	—	—
うち清掃職員	円 6,132,080	円 4,023,000	1.52
うち給食調理員	円 4,735,840	円 3,741,400	1.27
うち庁務員	円 6,052,040	円 2,818,600	2.15
うちその他職員	—	—	—

※1:上記中、「その他職員」とは、土木工員及び運転手である。

2:民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成26年～28年の3ヶ年平均)を使用している。

なお、調理士については大阪府のデータを記載しているが、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別データがないため全国のデータを記載している。

また、その他の職員については、対応する類似職種や公表データがないため記載していない。

- 3:公務員の「技能労務職の職種」と民間の「類似職種」については、公務員が正規職員のみを対象としたデータであるのに対して、民間のデータは短期雇用や非正規雇用を含んだデータであり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態が一致していないため、単純に比較できるものではない。
- 4:年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

[3]教育職のうち幼稚園教諭

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
貝塚市	歳 38.9	円 356,484	円 420,727	円 420,727
大阪府	38.7	335,177	406,264	—
類似団体	40.0	305,315	351,592	—

- (注)1:「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2:「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区分	貝塚市	大阪府	国	
一般行政職	大学卒	182,952円	180,800円	178,200円
	高校卒	154,242円	146,500円	146,100円
技能労務職 (給食調理員以外)	高校卒	154,242円	151,067円	—
	中学卒	—	139,400円	—
技能労務職 (給食調理員)	高校卒	145,728円	—	—
	中学卒	—	—	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	201,900円	201,900円	—
	高校卒	179,500円	157,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	252,815円	329,116円	370,650円	395,326円
	高校卒	224,730円	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	300,069円	329,835円	360,261円
	中学卒	—	—	—	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—

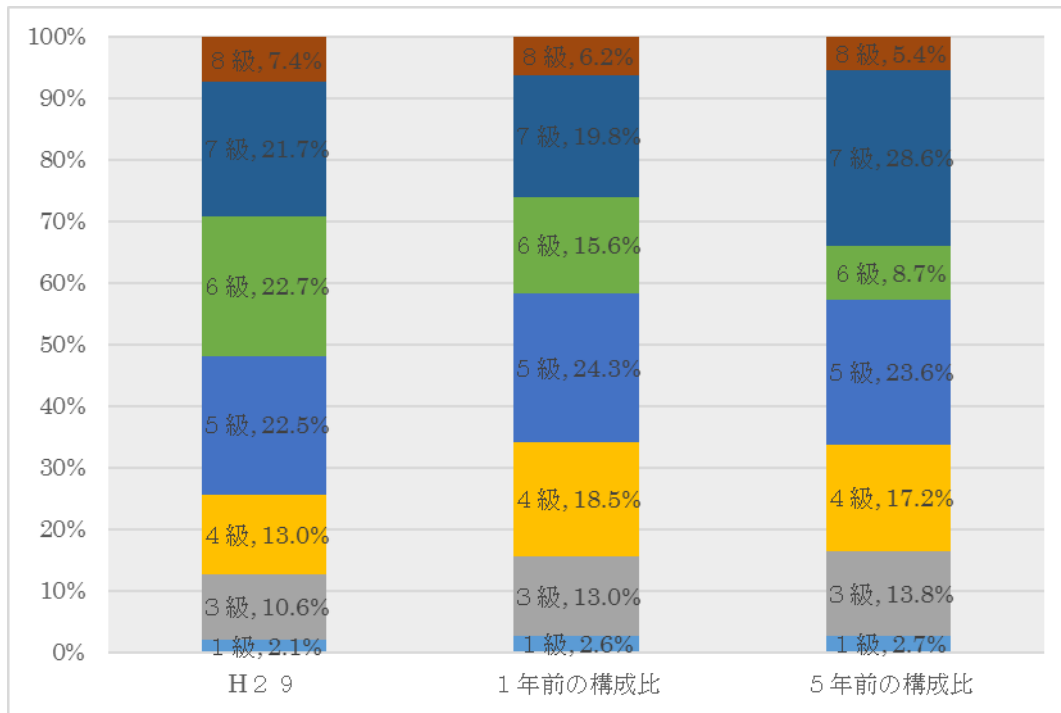
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	部長の職務	8人	2.1%	407,300円	467,800円
2級	理事の職務	0人	0.0%	403,800円	455,100円
3級	課長の職務	40人	10.6%	317,700円	444,100円
4級	課長補佐の職務	49人	13.0%	317,700円	407,400円
5級	主査の職務	85人	22.5%	247,800円	391,800円
6級	副主査の職務	86人	22.7%	247,800円	383,500円
7級	相当高度の知識等を必要とする業務を行う職務	82人	21.7%	178,200円	349,200円
8級	定型的な業務を行う職務	28人	7.4%	141,600円	297,500円

(注)1: 貝塚市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2: 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注 平成19年1月1日より、7級制から8級制に変更している

(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までにける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分

	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない		○	○	○	○
活用予定時期		未定	未定	未定	未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

貝塚市	大阪府	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,507 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,694 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2. 60月分 勤勉手当 1. 7月分 (1. 45)月分 (0. 8)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2. 60月分 勤勉手当 1. 7月分 (1. 45)月分 (0. 8)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2. 60月分 勤勉手当 1. 7月分 (1. 45)月分 (0. 8)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。(公営企業分を除く)

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成 29 年度中における運用	管理職員		一般職員	
ハ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ニ. 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	未定	未定	未定	未定

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

貝塚市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		3,701 千円			22,944 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額である。
(公営企業分を除く)

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			145,383 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			232,242 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
貝塚市全域(教育職除く)	6 %	626 人	6 %
貝塚市全域(教育職)	11 %	26 人	6 %

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		5,413 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		50,119 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		17.5 %		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
救急業務従事手当	消防職員	救急業務	1,556 千円	1 件 100 円
救急救命士従事手当	消防職員のうち救急救命士法に基づく免許を受けた職員	救急救命士の業務に従事したとき	236 千円	1 件 2,000 円
災害出動手当	消防職員	出火出動、救助出動又は災害出動により災害現場で災害救助の指導、監督又は作業に従事したとき	349 千円	1 件 300 円
高所作業従事手当	消防職員	地上 10 メートル以上のハシゴ車等足場の不安定な場所において消火その他の作業及び訓練に従事したとき	1 千円	日額 230 円

感染症防疫作業従事手当	廃棄物対策課に勤務する職員	感染症予防法に基づく消毒業務やそ族、昆虫の駆除業務	—	日額 230 円
夜間交代勤務手当	消防職員	交代勤務職員が深夜の作業に従事したとき	2,073 千円	1 回 410 円(深夜における勤務時間が 2 時間を超える場合にあつては 780 円)
じんあい収集作業等従事手当	廃棄物対策課に勤務する職員	じんあい収集業務又は機械により薬剤散布業務を行うとき	13 千円	1 日 500 円
下水道清掃作業等従事手当	道路交通課課に勤務する職員	下水の清掃又は消毒業務	95 千円	1 日 300 円
動物死体処理作業従事手当 (第 1 種及び第 2 種)	廃棄物対策課に勤務する職員	(第 1 種) 犬猫等の死体の収集、運搬業務	225 千円	1 回 350 円
	市民課に勤務する職員	(第 2 種) 犬猫等の死体の処分業務	265 千円	1 回 150 円
納棺・火葬業務従事手当	市民課に勤務する職員	納棺・火葬業務	630 千円	1 件 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	174,288 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	285,717 円
支給実績(28年度決算)	143,732 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	233,331 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給 年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000 円 子1人 8,000 円 父母等1人 6,500 円 (配偶者なし) 子1人 10,000 円 父母等1人 9,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		69,163 千円	210,864 円

住居手当	借家・貸間 家賃の1/2の額 (上限27,000円)	異なる	国については、 ・借家・貸間 12,000円を超える 家賃に限定	27,660千円	265,958円
通勤手当	片道2km未満については支給対象外 自動車(交通用具) 2~4km 2,000円 (2,000円) 4~6km 3,000円 (3,000円) 6~8km 4,000円 (4,000円) 8~10km 5,000円 (5,000円) 10~12km 6,000円 (6,000円) 12~14km 7,000円 (6,000円) 14~16km 8,000円 (6,000円) 16~18km 9,000円 (6,000円) 18~20km 10,000円 (6,000円) 20~ 11,000円 (6,000円) 交通機関等 運賃相当額(6箇月定期代)	異なる	国 ・自動車と自転車 等の区別なし。 距離制限60km まで。 距離区分は5km 毎の設定 ・交通機関利用 者については月 額55,000円の支 給制限あり。	31,442千円	64,168円
管理職手当	部長 月額67,000円 課長 月額48,000円 課長補佐(幼稚園長) 月額37,000円	異なる	国 組織・官職により 規定する額	76,608千円	507,339円
管理職員特別勤務手当	1時間未満 支給なし 1時間から3時間まで 5,000円 3時間超6時間まで 10,000円 6時間超 15,000円	同じ	-	支給実績なし	—円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し15,900円を超えない範囲で職務の級及び号給に応じた支給	-	-	811千円	801,060円
宿日直手当	1回4,200円	同じ		支給実績なし	—円

5 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市長	816,000円 (960,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000円 / 465,000円
	副市長	705,500円 (830,000円)	885,000円 / 602,300円
報酬	議長	620,000円	990,000円 / 357,000円
	副議長	590,000円	653,000円 / 294,000円
	議員	550,000円	591,000円 / 266,000円

期末手当	市長 副市長	(平成28年度支給割合) 4. 25月分
	議長 副議長	(平成28年度支給割合) 4. 25月分
退職手当	市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.5×0.6 13,824千円 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.3×0.6 7,171千円 任期毎

(注)1:給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の額である。

2:退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

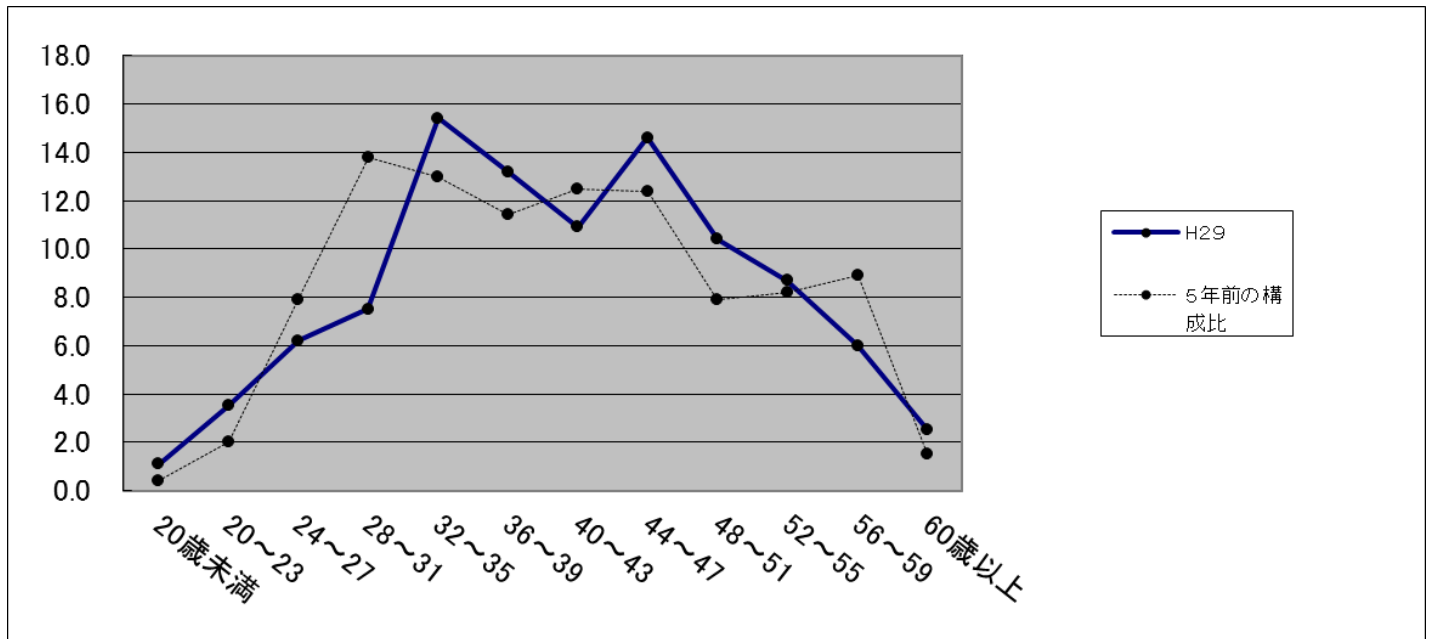
区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議会	5	5	0	配置見直し等による増加 機構改革による増加、欠員補充 再任用短→正職員の配置による増 再任用フル→再任用短の配置による減 <参考>平成29年4月1日 人口10,000人当たり職員数 42.77人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 48.84人)
	総務	85	90	5	
	税務	40	40	0	
	民生	119	126	7	
	衛生	50	50	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	12	14	2	
	商工	5	5	0	
	土木	49	47	△2	
	計	366	378	12	
	教育部門	102	98	△4	欠員不補充
	消防部門	85	90	5	欠員補充、配置等見直しによる増加
	小計	553	566	13	<参考>平成29年4月1日 人口10,000人当たり職員数 64.03人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 62.78人)
公営企業 会計部門等	病院	297	305	8	看護師の配置増、施設新增設
	水道	35	36	1	欠員補充
	下水道	24	23	△1	欠員
	その他	34	34	0	
	小計	390	398	8	
合計		943 [1,034]	964 [1,034]	21 [0]	<参考>平成29年4月1日 人口10,000人当たり職員数 109.06人

(注)1:職員数は一般職に属する職員数である。

2:[]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)

(%)



区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 11	人 34	人 60	人 72	人 148	人 127	人 105	人 141	人 100	人 84	人 58	人 24	人 964

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

度	年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の 増減数(率)
部門別								
一般行政		366	362	364	366	366	378	12(3.2%)
教育		117	111	105	104	102	98	▲19(▲19.4%)
消防		83	83	84	85	85	90	7(7.8%)
普通会計計		566	556	553	555	553	566	0(0%)
公営企業会計計		378	368	373	377	390	398	20(5.0%)
総合計		944	924	926	932	943	964	20(2.1%)

(注) 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

[1] 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 1,864,586	千円 142,134	千円 320,178	% 17.2	% 17.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	【参考】 市町村一人当 たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 37	千円 161,238	千円 13,374	千円 60,877	千円 235,489	千円 6,365	千円 6,166

(注) 1: 職員手当には退職給与金を含まない。

2: 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

「貝塚新生プラン」により、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、独自に給与減額を行っている。
減額措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の給料減額について、平成24年1月1日から当分の間、15%減額 ・事務、技能職給料表の適用を受ける職員の給料月額について、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の職務の級に応じて7%～1%減額 ・給料月額に比例して支給される地域手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当について、上記減額後の給料月額により算出

[2] 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
貝塚市(水道)	45.9歳	363,148円	530,381円
市町村平均	44.4歳	343,701円	513,093円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

[3] 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

貝塚市(水道)	貝塚市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(28年度) 1,645 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,507 千円
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.7月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.7月分 (1.45)月分 (0.8)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

貝塚市(水道)			貝塚市(企業を除く全会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)		(勸奨・定年)	(自己都合)		(勸奨・定年)
0円		21,223千円	3,701千円		22,944千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			9,443千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			255,218円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
貝塚市全域	6%	37人	6%

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		230千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		12,093円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		51.4%		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価

給・配水管修繕手当	水道サービス課に勤務する職員	交通を遮断することなく行う給・配水管修繕業務	65 千円	1日250円
有害物取扱手当	浄水課に勤務する職員	法に規定する特定化学物質等、毒物又は劇物を取り扱う作業に従事したとき	94 千円	1日150円
緊急出動手当	全職員	正規の勤務時間外に事故等で緊急出動を命じられたとき	71 千円	1回 1,000 円
夜間交替勤務手当	浄水課に勤務する職員	交替勤務職員が深夜の業務に従事したとき	—	1回 410 円 (深夜における勤務が2時間を超える場合にあっては780 円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	4,610 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	200,416 円
支給実績(28年度決算)	3,864 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	167,985 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000 円 子1人 8,000 円 父母等1人 6,500 円 (配偶者なし) 子1人 10,000 円 父母等1人 9,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		5,526 千円	240,239 円
住居手当	借家・貸間 家賃の 1/2 の額 (上限 27,000 円)	同じ		1,539 千円	307,800 円

通勤手当	片道 2 km未満については支給対象外		同じ	2,152 千円	67,239 円
	自動車(交通用具)				
	2~4km	2,000 円 (2,000 円)			
	4~6km	3,000 円 (3,000 円)			
	6~8km	4,000 円 (4,000 円)			
	8~10km	5,000 円 (5,000 円)			
	10~12km	6,000 円 (6,000 円)			
	12~14km	7,000 円 (6,000 円)			
	14~16km	8,000 円 (6,000 円)			
	16~18km	9,000 円 (6,000 円)			
	18~20km	10,000 円 (6,000 円)			
	20~	11,000 円 (6,000 円)			
管理職手当	交通機関等		同じ	5,591 千円	508,244 円
	運賃相当額(6箇月定期代)				
	部長	月額 67,000 円			
	課長	月額 48,000 円			
	課長補佐	月額 37,000 円			

(2) 病院事業

[1] 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占め る職員給与費 比率B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 7,195,971	千円 114,111	千円 3,750,008	% 52.1	% 51.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり 給与費 B/A	【参考】 市町村 一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手 当	期末・勤勉 手当	計 B		
28年度	人 303	千円 1,147,177	千円 637,416	千円 335,497	千円 2,120,090	千円 6,996	千円 6,848

(注)1:職員手当には退職給与金を含まない。

2:職員数は、29年3月31日現在の人数である。

3:資本勘定支弁職員に係る職員給与費なし。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

「貝塚新生プラン」により、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、独自に給与減額を行っている。

減額措置の内容

- ・特別職の給料減額について、平成24年1月1日から当分の間、15%減額
- ・事務、技能職給料表の適用を受ける職員の給料月額について、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の職務の級に応じて7%~1%減額
- ・給料月額に比例して支給される地域手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当について、上記減額後の給料月額により算出

[2] 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

	区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
貝塚市	医師	45.0歳	570,964円	1,288,631円
	看護師	42.2歳	323,964円	469,229円
	医療技術員	40.3歳	326,261円	479,611円
	事務員	41.9歳	344,916円	493,849円
	労務員	43.7歳	361,552円	491,493円
市町村平均	医師	44.8歳	569,413円	1,403,813円
	看護師	39.2歳	291,151円	461,749円
	事務員	42.9歳	324,557円	496,432円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

[3] 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

貝塚市(病院)	貝塚市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(28年度) 1,119 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,507 千円
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.7月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.7月分 (1.45)月分 (0.8)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

貝塚市(病院)			貝塚市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続35年	41.325月分	49.590月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	最高限度額	49.590月分	49.590月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)		(勸奨・定年)	(自己都合)		(勸奨・定年)
4,347千円		20,414千円	3,701千円		22,944千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			99,461千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			311,546円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
貝塚市全域(医師)	16%	44人	16%
貝塚市全域(その他)	6%	255人	6%

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		74,772千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		310,472円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		75.4%		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価

放射線作業従事手当	医師・看護師・准看護師・技師	放射線の撮影等の作業に従事したとき	919 千円	1日 230 円 (半日 115 円)
夜間看護手当	医師・看護師・准看護師・技師	<p>・正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われるとき。</p> <p>・救急患者に対処するため呼び出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に1時間以上従事したとき。</p> <p>・救急業務に備えるため、あらかじめ貸与する通信端末を携帯し、自宅待機を命じられたとき。</p> <p>・当直を命じられた医師が当直中に救急業務等で当直医師を行う医師が複数必要になった場合に備えるため、あらかじめ管理者より自宅待機を命じられたとき。</p> <p>・手術室(日帰り手術センターを含む)において、手術業務(手術準備のみを行う日における業務を除く)に従事したとき。</p>	73,852 千円	<p>勤務時間の一部が深夜2時間以上4時間未満 1回 4,400 円</p> <p>勤務時間の一部が深夜4時間以上 1回 5,200 円</p> <p>勤務時間が深夜全部を含む 1回 11,000 円</p> <p>救急呼出 医師管理職 1回 10,000 円</p> <p>その他管理職 1回 4,000 円</p> <p>その他 1回 1,240 円</p> <p>待機 平日 1,000 円 土曜 1,500 円 日祝日 2,000 円</p> <p>医師待機 平日 5,000 円 土曜 7,500 円 日祝日 10,000 円</p> <p>手術業務に従事 1日 500 円 半日 250 円</p>

才 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	115,917 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	358,691 円
支給実績(28年度決算)	122,470 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	364,674 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員 1人当たり平均 支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000 円 1人 8,000 円 1人(配偶者なし) 10,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		31,517 千円	213,674 円
住居手当	借家・貸間 家賃の 1/2 の額 (上限 27,000 円)	同じ		16,487 千円	303,523 円
通勤手当	片道 2 km未満については支給対象外 自動車(交通用具) 2～4km 2,000 円 (2,000 円) 4～6km 3,000 円 (3,000 円) 6～8km 4,000 円 (4,000 円) 8～10km 5,000 円 (5,000 円) 10～12km 6,000 円 (6,000 円) 12～14km 7,000 円 (6,000 円) 14～16km 8,000 円 (6,000 円) 16～18km 9,000 円 (6,000 円) 18～20km 10,000 円 (6,000 円) 20～ 11,000 円 (6,000 円) 以下、医師に限る (別途経路により加算あり) 16～18km 24,150 円 18～20km 25,150 円 20～22km 26,150 円 22～24km 27,100 円 24～26km 32,500 円 (32,100 円) 26～28km 33,500 円 (33,100 円) 28～30km 34,500 円 (34,100 円) 30～32km 35,500 円 (35,100 円) 32～34km 36,500 円 (36,100 円) 34～36km 37,500 円 (37,100 円) 36～38km 38,500 円 (48,800 円) 38～40km 39,500 円 (49,800 円) 40～42km 40,500 円 (50,800 円) 42～44km 41,450 円 (51,750 円) 44～46km 42,450 円 (52,750 円) 46～48km 43,450 円 (53,750 円) 48～50km 44,450 円 (54,750 円) 50km～ 45,450 円 (65,400 円) 交通機関等	異なる	一般行政職には医師の定めがない	29,736 千円	142,162 円

<p>医師 初任給 調整手当</p>	<p>基準日 当該年度の4月1日</p> <table border="0"> <tr><td>16年未満</td><td>238,000円</td></tr> <tr><td>16～17年</td><td>351,000円</td></tr> <tr><td>17～18年</td><td>365,000円</td></tr> <tr><td>18～19年</td><td>378,000円</td></tr> <tr><td>19～20年</td><td>391,000円</td></tr> <tr><td>20～21年</td><td>408,000円</td></tr> <tr><td>21～22年</td><td>428,000円</td></tr> <tr><td>22～23年</td><td>448,000円</td></tr> <tr><td>23年以上</td><td>470,000円</td></tr> </table> <p>※副部長以下は、16年未満を適用する。</p> <p>※加算(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16年以上の医療職2級の職員が通常勤務時間外において診療業務を行った場合の加算 <table border="0"> <tr><td>10時間以上 20時間未満</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>20時間以上 30時間未満</td><td>75,000円</td></tr> <tr><td>30時間以上</td><td>125,000円</td></tr> </table> ・医師派遣協定に基づき医師を派遣し、診療業務に従事した場合の加算 市立貝塚病院が収入した額に別に管理者が定める割合を乗じて得た額 	16年未満	238,000円	16～17年	351,000円	17～18年	365,000円	18～19年	378,000円	19～20年	391,000円	20～21年	408,000円	21～22年	428,000円	22～23年	448,000円	23年以上	470,000円	10時間以上 20時間未満	25,000円	20時間以上 30時間未満	75,000円	30時間以上	125,000円	<p>異なる</p>	<p>該当 手当なし</p>	<p>187,697千円</p>	<p>4,314,881円</p>												
16年未満	238,000円																																								
16～17年	351,000円																																								
17～18年	365,000円																																								
18～19年	378,000円																																								
19～20年	391,000円																																								
20～21年	408,000円																																								
21～22年	428,000円																																								
22～23年	448,000円																																								
23年以上	470,000円																																								
10時間以上 20時間未満	25,000円																																								
20時間以上 30時間未満	75,000円																																								
30時間以上	125,000円																																								
<p>管理職 手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 <table border="0"> <tr><td>院長</td><td>月額 80,100円</td></tr> <tr><td>特任院長</td><td>月額 80,100円</td></tr> <tr><td>医療監</td><td>月額 80,100円</td></tr> <tr><td>副院長</td><td>月額 70,200円</td></tr> <tr><td>診療局長・参与</td><td>月額 60,300円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>月額 50,400円</td></tr> <tr><td>センター長</td><td>月額 50,400円</td></tr> </table> ・看護師 <table border="0"> <tr><td>看護局長</td><td>月額 67,000円</td></tr> <tr><td>理事</td><td>月額 56,000円</td></tr> <tr><td>副局長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>看護師長</td><td>月額 37,000円</td></tr> </table> ・医療技術員 <table border="0"> <tr><td>技師長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>副技師長</td><td>月額 37,000円</td></tr> <tr><td>室長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>副室長</td><td>月額 37,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>月額 56,000円</td></tr> <tr><td>副部長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>主幹</td><td>月額 37,000円</td></tr> </table> 	院長	月額 80,100円	特任院長	月額 80,100円	医療監	月額 80,100円	副院長	月額 70,200円	診療局長・参与	月額 60,300円	部長	月額 50,400円	センター長	月額 50,400円	看護局長	月額 67,000円	理事	月額 56,000円	副局長	月額 48,000円	看護師長	月額 37,000円	技師長	月額 48,000円	副技師長	月額 37,000円	室長	月額 48,000円	副室長	月額 37,000円	部長	月額 56,000円	副部長	月額 48,000円	主幹	月額 37,000円	<p>異なる</p>	<p>一般行政職には医師の定めがない</p>	<p>32,362千円</p>	<p>599,294円</p>
院長	月額 80,100円																																								
特任院長	月額 80,100円																																								
医療監	月額 80,100円																																								
副院長	月額 70,200円																																								
診療局長・参与	月額 60,300円																																								
部長	月額 50,400円																																								
センター長	月額 50,400円																																								
看護局長	月額 67,000円																																								
理事	月額 56,000円																																								
副局長	月額 48,000円																																								
看護師長	月額 37,000円																																								
技師長	月額 48,000円																																								
副技師長	月額 37,000円																																								
室長	月額 48,000円																																								
副室長	月額 37,000円																																								
部長	月額 56,000円																																								
副部長	月額 48,000円																																								
主幹	月額 37,000円																																								

	<p>・事務員</p> <p>事務局長 月額 67,000 円 課長 月額 48,000 円 課長補佐 月額 37,000 円 副室長 月額 37,000 円</p>				
宿日直 手当	<p>・医師</p> <p>平日(当直) 40,000 円 土曜(半+当直) 60,000 円 土曜(日+当直) 80,000 円 日祝日(日+当直) 80,000 円 ※加算(1件につき) 外来初診(救急告示を受けている診療科、又はこれに準ずる診療科) 通常 2,300 円 休日 2,400 円 深夜 3,550 円 外来再診(救急告示を受けている診療科、又はこれに準ずる診療科) 通常 1,800 円 休日 1,850 円 深夜 3,000 円 外来初診(その他の診療科) 通常 850 円 休日 1,250 円 深夜 2,400 円 外来再診(その他の診療科) 通常 650 円 休日 950 円 深夜 2,100 円</p> <p>入院加算 3,000 円 分娩加算 10,000 円</p> <p>・看護師、医療技術員 [管理職] 平日(当直) 6,400 円 土曜(半+当直) 9,600 円 土曜(日+当直) 12,800 円 日祝日(日+当直) 12,800 円 [管理職以外] 平日(当直) 4,200 円 土曜(半+当直) 6,300 円 土曜(日+当直) 8,400 円 日祝日(日+当直) 8,400 円</p>	異なる	該当 手当なし	24,001 千円	341,646 円